

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う、 山梨県情報公開条例の不開示情報の改正について

1 条例改正の背景等

- 令和3年5月、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の一部改正により、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等が統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールが規定された（令和5年4月施行）。

- 改正法では、個人情報等の利活用の推進という基本方針の下、現行法における「非識別加工情報（個人情報保護法第2条第8項ただし書）」に替わって、「行政機関等匿名加工情報」の制度が設けられ、当該制度は本県でも導入が義務付けられている。

- ※ 行政機関等匿名加工情報：行政機関・独立行政法人等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報。

- ※ 事業者等から事業提案があった場合には、個人情報保護法の規定により、行政機関等匿名加工情報を提供する。

- これにより、改正法の下では、本県においても行政機関等匿名加工情報を作成することになるが、当該制度により作成された行政機関等匿名加工情報が記録された文書や、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等の記録された文書について、情報公開請求があった場合の取扱いを整理する必要がある。

2 検討

- 行政機関等匿名加工情報等を、情報公開請求に基づいて公開することは、下記のとおり、改正法の定める行政機関等匿名加工情報制度に係る各種規定と矛盾・抵触するおそれがある。

- 行政機関等匿名加工情報を作成して、これを民間事業者を提供することは、受益者負担の観点から、提供を受ける民間事業者がその費用を負担すべきであることから、手数料（改正法第119条、国の場合には21,000円及び委託料等（本県の個人情報保護条例改正後においては、基本料21,000円＋作業に要する費用））が定められている。そして、「既に作成された行政機関匿名加工情報について、その提供を受けていない別の事業者が利用に関する契約を締結する場合、最初に当該

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者と同一の手数料額を支払うことになるものと考えられる。」とされている（「2021年改正自治体職員のための個人情報保護法解説」）。これは、「行政機関等匿名加工情報の作成に要した手数料額を追加的利用希望者から徴収しないと、追加的利用希望者は、その部分についてはフリーライドすることが可能となる。そうすると、最初に行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約を締結するインセンティブが低下するおそれがあり、そのことは行政機関等匿名加工情報制度の導入にあたり、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するという立法目的を阻害しかねない」ためである（「新・個人情報保護法の逐条解説」）。情報公開請求により低廉な費用で行政機関等匿名加工情報を取得することは、以上のような改正法の手数料規定の趣旨を損なうおそれがある。

- このことから、山梨県情報公開条例に置かれる行政文書の開示義務の対象外となる不開示情報の類型について所要の改正を行うこととしたい。

2 条例改正の内容

- 不開示情報の類型に次の項目を追加する。
 - ・ 行政機関等匿名加工情報及び個人識別符号

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

(参考) 改正行政機関情報公開法第5条第1号の2

(行政文書の開示義務)

第5条

1の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号